



保医発0520第2号
平成25年5月20日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成25年4月22日に提出すべき、平成25年1月分から平成25年3月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成25年6月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
青森県八戸市大字田面木字中明戸二番地 八戸赤十字病院	平成25年6月1日から 平成25年6月30日まで
山形県米沢市相生町6番36号 米沢市立病院	
埼玉県川越市笠幡3724番地6 医療法人社団誠弘会池袋病院	
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地 埼玉県立がんセンター	
東京都葛飾区立石5-1-9 医療法人社団直和会平成立石病院	
東京都武蔵野市吉祥寺南町3丁目14番4号 医療法人啓仁会吉祥寺南病院	

病 院 名	適 用 期 間
東京都小平市学園西町1-2-25 医療法人社団青葉会一橋病院	平成25年6月1日から 平成25年6月30日まで
東京都目黒区東が丘2丁目5番1号 独立行政法人国立病院機構東京医療センター	
岐阜県養老郡養老町押越986番地 岐阜県厚生農業協同組合連合会西美濃厚生病院	
岐阜県高山市天満町3丁目11番地 高山赤十字病院	
大阪府枚方市禁野本町2丁目14番1号 市立枚方市民病院	
兵庫県尼崎市長洲西通1丁目8番20号 医療法人社団敬誠会合志病院	
兵庫県伊丹市西野1丁目300番地1 伊丹恒生脳神経外科病院	
奈良県大和郡山市朝日町1-62 奈良社会保険病院	
徳島県徳島市西新浜町1丁目6-25 近藤内科病院	
福岡県福岡市中央区唐人町2丁目5番1号 福岡市立こども病院・感染症センター	
長崎県長崎市滑石1丁目12番5号 医療法人徳洲会長崎北徳洲会病院	
長崎県平戸市鏡川町278番地 医療法人医理会柿添病院	
熊本県天草市今釜新町3413番地の6 天草第一病院	
熊本県熊本市南区田井島1丁目5番1号 国家公務員共済組合連合会熊本中央病院	
沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	